

既存事業(118事業)の見直しについて(案)

上段 … 現計画

下段 … 見直し後

基本目標1:子どもと親の豊かな健康づくりの推進

1-(1)子どもと親の健康の確保・増進

No.	事業名	所管課	変更箇所	事業概要	目標事業量	備考
2	産婦・新生児訪問指導	健康づくり支援課	事業概要変更	概ね出産後2ヶ月までの乳児に対し、助産師等が訪問し、育児指導のほか、産後うつ・育児不安への対応や、母乳育児を推進していく。	平成31年度 2,315人	要綱の記載に合わせ、「母乳育児の推進」を削除。また、児童数詩形の見直しにより平成30年度以降の量の見込みが変更になることに伴い目標事業量を変更。
			目標事業量変更	概ね出産後2ヶ月までの乳児に対し、助産師等が訪問し、育児指導のほか、産後うつ・育児不安への対応などをしていく。 こんには赤ちゃん事業を同時に実施する。	平成31年度 2,432人	
3	こんには赤ちゃん事業	健康づくり支援課	目標事業量変更		平成31年度 2,315人 平成31年度 2,432人	児童数推計の見直しにより平成30年度以降の量の見込みが変更になることに伴い目標事業量を変更。
12	不妊に対する支援	健康づくり支援課	所管課変更	不妊検査及び特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に要する治療費の一部助成、不妊専門相談センターの開設、電話健康相談での相談を実施する。		平成28年度より担当課の変更及び早期不妊検査助成事業(このとり検診推進事業)の追加。当該事業については県費補助率10分の10。
		健康管理課	事業概要変更	不妊検査及び特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に要する治療費の一部助成、不妊検査に係る費用の一部公費負担、不妊専門相談センターの開設、電話健康相談での相談を実施する。		
13	妊婦健康診査	健康づくり支援課	目標事業量変更		平成31年度 26,444人回 平成31年度 28,696人	児童数推計の見直しにより平成30年度以降の量の見込みが変更になることに伴い目標事業量を変更。
15	離乳食教室	健康づくり支援課	事業概要変更	4ヶ月児健診時及び4~6か月児・6~8か月児を対象とした離乳食の教室を開催し、離乳食についての指導を行う。 4ヶ月児健診時及び4~6か月児・7~11か月児を対象とした離乳食の教室を開催し、離乳食についての指導を行う。		事業対象者の変更に伴い、事業の概要2行目を「6~8か月児」から「7~11か月児」へ変更

1-(2)食育・保健対策の充実

4	小・中学校における食育推進	教育指導課 学校給食課 教育センター 教育指導課 学校給食課	目標事業量変更ほか		教員向け研修会 1回/年 —	指導者向け研修会が廃止されたため、目標事業量を無しとし、所管課より教育センターを削除する。
---	---------------	--	-----------	--	----------------------	---

基本目標2:幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援

2-(1)教育・保育の量的拡大・質的向上

1	通常保育事業	保育課	目標事業量変更		平成31年度 4,305人 平成31年度 5,171人	教育保育の量の見込みと確保方策の見直しに伴い変更。
2	時間外保育事業(延長保育事業)	保育課	目標事業量変更		平成31年度 1,676人 平成31年度 1,798人	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の見直しに伴い変更。
12	学童保育事業	教育財務課	目標事業量変更ほか	保護者が就労等で昼間家庭にいない児童を学童保育室で保育する。また、保育時間の延長など学童保育に対する保護者ニーズの的確な把握と対応に努める。障害児が入室している保育室については、巡回指導の充実を図る。	平成31年度 2,492人	平成28年度から民間学童保育施設を1カ所整備し、市内33箇所を実施。そのため平成30年度以降の量の見込みや確保方策について既存施設の見直し数値に1箇所分を含めた上で変更。
	放課後児童健全育成事業	教育財務課 こども育成課		保護者が就労等で昼間家庭にいない児童を学童保育室等で保育する。また、保育時間の延長など学童保育に対する保護者ニーズの的確な把握と対応に努める。障害児が入室している保育室については、巡回指導の充実を図る。	平成31年度 2,800人	
14	実費徴収に係る補足給付を行う事業	こども政策課 保育課	目標事業量変更		— 平成31年度 55人	平成28年度の利用実績に基づき平成29年度以降の量の見込みや確保方策について設定。

2-(2)多様な保育事業の推進

2	土曜保育事業	保育課	目標事業量変更		平成31年度14施設(保育所) 平成31年度私立全園(保育所)	新制度により土曜開所は平日と同様とすることが認可の前提条件となったため変更。
8	ファミリー・サポート・センター事業	こども育成課	目標事業量変更		ファミサポ平成31年度6,650人日 病児・緊急対応強化型事業100人日 ファミサポ平成31年度9,620人日 病児・緊急対応強化型事業470人日	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の見直しに伴い変更。
9	子育て短期支援事業	こども家庭課	目標事業量変更		トワイライトステイ 190人日 ショートステイ 150人日 トワイライトステイ 320人日 ショートステイ 120人日	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の見直しに伴い変更。

基本目標3:心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進

変更なし

基本目標4:要支援児童へのきめ細やかな取組の推進

4-(1)児童虐待防止対策の充実

1	養育支援訪問事業	こども家庭課	目標事業量変更		平成31年 訪問事業 11人 ヘルパー等派遣事業 12人 平成31年 訪問事業 12人 ヘルパー等派遣事業 12人	利用実績が量の見込みを上回ったため、平成30年度以降の量の見込みについて見直し、併せて目標事業量を変更。
6	周産期からの虐待予防強化事業 妊娠期からの虐待予防強化事業	健康づくり支援課	事業名変更	高度専門医療機関と連携し、周産期の段階から支援が必要であると判断される家庭を早期に把握し、訪問等により支援していく。 産婦人科などの医療機関等と連携し、妊娠期の段階から支援が必要であると判断される家庭を早期に把握し、訪問等により支援していく。		県の要綱の変更に伴い、事業名及び事業概要について用語等を変更。

4-(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進

5	ひとり親家庭生活向上事業	こども家庭課	事業概要変更	子育てと生計維持の両立支援のため、ひとり親家庭の母等が定期的に集い、日常の情報交換を行うとともに、お互いの悩みを打ち明け相談しあう場所を提供する。また、児童の学習意欲の向上のため、その支援を行う。 子育てと生計維持の両立支援のため、ひとり親家庭の母等が定期的に集い、日常の情報交換を行うとともに、お互いの悩みを打ち明け相談しあう場所を提供する。		新規事業を抜粋するため。
---	--------------	--------	--------	---	--	--------------

4-(3)障害児施策の充実

1	生活サポート事業	障害者福祉課	目標事業量変更		市民への周知各手帳交付時 -	具体的な数量が示せないため
8	ひかり児童園等施設整備事業	保育課	事業概要変更	あけぼの児童園及びひかり児童園の移転改築について検討する。 あけぼの児童園及びひかり児童園の移転改築について推進する。		
12	未熟児養育医療給付	健康づくり支援課 健康管理課	所管課変更			平成28年度より担当課の変更
13	自立支援医療(育成医療)給付	健康づくり支援課 健康管理課	所管課変更			平成28年度より担当課の変更
14	小児慢性特定疾病医療給付	健康づくり支援課 健康管理課	所管課変更			平成28年度より担当課の変更

基本目標5:安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり

5-(1)仕事と家庭の両立の推進

5	女性の就労支援事業	男女共同参画課	目標事業量変更	資格取得や再就職のための知識や技能を取得するための講座等を実施する。	6講座/年	
				資格取得や再就職のための知識や技能を取得するための講座等を実施する。	190時間/年	
6	家庭における男性の参画促進	男女共同参画課	目標事業量変更	男性の家事・育児等家庭生活への参画を促進するため、情報紙による意識啓発を図るとともに、男女共同参画に関する講座を実施する。	情報紙2回/年 講座10回/年	
				男性の家事・育児等家庭生活への参画を促進するため、情報紙による意識啓発を図るとともに、男女共同参画に関する講座を実施する。	情報紙2回/年 講座30時間/年	

5-(3)子どもの健全育成の取組

8	地域子どもサポート推進事業(学校応援団推進事業(学校支援地域本部事業)、放課後子供教室事業を含む)	地域教育支援課	目標事業量変更		事業に携わる人数 年20,000人	本事業の目標事業量(33,330人)については、すでに達成しているが、第三次川越市生涯学習基本計画、第二次川越市文化芸術振興計画、第二次川越市教育振興基本計画との整合性を図るため。
					事業に携わる人数 年33,330人	
9	民生委員・児童委員研修会	福祉推進課	目標事業量変更		3回/年	
					4回/年	

5-(4)安全・安心なまちづくり

1	交通安全教育	防犯・交通安全課	事業概要変更	子どもを交通事故から守るよう、広く市民に周知するとともに、家庭において子どもが事故に遭わないような指導を保護者ができるよう、保護者に対する交通安全教育を行うとともに、子ども自身が交通事故に遭わないような交通安全教育を行う。		
				子どもを交通事故から守るよう、広く市民に周知する。また、家庭において子どもが事故に遭わないような指導を保護者ができるよう、保護者に対する交通安全教育を行うとともに、子ども自身が交通事故に遭わないような交通安全教育を行う。		
2	児童の登校時の交通安全確保	防犯・交通安全課	事業概要変更	交通指導員を委嘱し、交通の危険箇所 に 立哨して小学校児童の登校時の安全を確保する。		
				交通指導員を委嘱し、交通の危険箇所において交通安全指導を行うことにより、児童の登校時の安全を確保する。		
3	安全・安心な通学路の確保	防犯・交通安全課	事業概要変更	通学路の危険箇所を排除するため、毎年度、各小中学校校長から提出される通学路安全点検票や地元自治会等から随時提出される通学路安全対策要望を受けて、通学路に対して路面標示や看板等により交通安全対策を図る。		
				通学路の危険箇所を排除するため、毎年度、各小中学校校長から提出される通学路安全点検票や地元自治会等から随時提出される通学路安全対策要望を受けて、通学路に対して路面表示や看板等により交通安全対策を図る。		
4	防犯推進体制の整備	防犯・交通安全課	事業概要変更	警察との緊密な連携の下、川越市防犯のまちづくり基本方針に基づく各種施策を展開するため、川越市防犯推進庁内会議の関係部署を中心に、行政における防犯推進体制の整備を図る。また、地域、事業所及び関係団体等と協働で、「地域の安全は地域で守る」という認識の下、自治会を中心とした地域における防犯推進体制の整備を促進する。		
				警察と緊密に連携し、川越市防犯のまちづくり基本方針に基づく各種施策を展開するため、川越市防犯推進庁内会議の関係部署を中心に、行政における防犯推進体制の整備を図る。また、地域、事業所及び関係団体等と協働で、「地域の安全は地域で守る」という認識の下、自治会を中心とした地域における防犯推進体制の整備を促進する。		

5-(5)子育て情報提供の充実

1	利用者支援事業	こども育成課	事業概要 変更ほか	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報集約と提供を行うと共に、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整を行う。	平成31年度1箇所	平成28年度からの実施に伴い変更。
		こども育成課 保育課 健康づくり支援課		(基本型)子育て支援センター等の身近な場所で、子育て支援コーディネーター(利用者支援専門員)による子育ての悩み等の相談に応じることで子育ての不安感や孤立感の解消を図る。 (特定型)保育課窓口に、保育コンサルジュ(保育士)を配置し、保育園情報情報や保育の審査基準、一時保育等の相談や悩みごとの解消を図る。 (母子保健型)総合保健センターにおいて、母子保健コーディネーター(助産師)による、妊娠期から子育て期にわたる様々な悩みごとについて相談に応じ、妊産婦等の心身の不調や育児不安の軽減を図る。	平成31年度3箇所	
2	子育て情報発信活動	こども政策課	目標事業 量変更		子育て情報誌年間発行部数 年15,000部 子育て情報誌年間発行部数 年20,000部	目標事業量を上回る実績のため、上方修正。
3	子育て情報メール配信事業	こども政策課	目標事業 量変更		子育て情報メール配信事業 登録件数1,000件 子育て情報メール配信事業 登録件数2,900件	第三次川越市地域福祉計画との整合性を図るため。

新規追加事業について(案)

No.	事業名	基本目標No.	事業概要	目標事業量	所管課	備考
1	産後ケア事業	1-(1)	産後直後の母子に対して、病院等に宿泊させ、心身のケアや育児サポート等の支援を実施する。	40件/年	健康づくり支援課	川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略に伴う施策として実施
2	産前・産後サポート事業	1-(1)	妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、子育て経験者が訪問や集団形式により相談支援を行う。	50件/年	健康づくり支援課	川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略に伴う施策として実施
3	送迎保育事業	2-(1)	通勤等で公共交通機関を利用する子育て世代の利便性を高めるため、市内保育所に送迎を行う。平成33年度からの事業実施について検討する。	—	保育課	川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略においてプロジェクトに位置づけられた事業
4	夜間保育事業	2-(2)	開所時間を11時間とし概ね夜10時までの夜間の保育を実施し、保育ニーズへの対応を図る。平成31年度からの事業実施について検討する。	平成31年度 1箇所(民間)	保育課	子ども・子育て支援法において地域子ども子育て支援事業として行うこととされている事業
5	休日保育事業	2-(2)	休日の保育を平日と同様に実施し、保育ニーズへの対応を図る。	1箇所	保育課	子ども・子育て支援法において地域子ども子育て支援事業として行うこととされている事業
6	ひとり親家庭等学習支援事業	4-(2)	ひとり親家庭の中学生を対象に、学習習慣の定着や基礎的な学力向上を図るほか、進路相談等に応じるため、無料の学習塾による支援を行う。	利用者数 80人/年	こども家庭課	平成27年度に実施したひとり親家庭等ニーズ調査の結果に伴い新規実施。ひとり親家庭生活向上事業から抜粋。
7	こどもの発達支援巡回事業	4-(3)	発達障害児など発達が気になる子どもへの早期支援を推進するため、発達障害の専門的な知識を有する者が市内の保育所等を巡回し、保育士等に対して助言・指導を行う。	—	障害者福祉課	平成28年度より、埼玉県からの事務移管のため、市単独事業として実施。
8	多子世帯応援クーポン事業	5-(2)	第三子以降の育児の負担軽減を図るため、埼玉県事業と連携し、育児サービス等に利用できるクーポンを発行する。	—	こども政策課	県少子化対策事業の上乗せ事業として実施。
9	第三子及び多胎児産前産後ヘルパー派遣事業	5-(2)	第三子以降の子又は多胎児の産前産後に、家事又は育児の援助を行うヘルパーを無料で派遣することで多子世帯及び多胎児の妊娠出産期における母親の負担軽減を図る。	—	こども家庭課	川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略の掲載事業
10	子育て世代包括支援センターの整備	5-(2)	子育て世代包括支援センター設置に関して、利用者支援事業を中心とした支援施策を行う施設の設置について検討する。	1箇所	こども政策課	母子保健法に位置付けられた事業